

盛岡市職員給与支給条例等の一部改正について

H22年度の減額は4億2,028万円

一般職 4億1,039万円 一人あたり平均 17万3,000円

特別職 203万8,000円 一人あたり平均 25万5,000円

議員 781万円 一人あたり平均 18万6,000円

H21年度分は3億6,271万円（一人あたり平均 15万2,000円）

平成 21 年 11 月 24 日

総 務 部

1 提案理由

国・県の例に準じ、一般職の職員の給料月額及び手当の額の改定等をするとともに、常勤の特別職の職員及び市議会議員の期末手当の支給割合を改定しようとするものである。

2 改正の内容

(1) 一般職の職員の改定

①給料表の改定

	行政職給料表	医療職給料表(2)	特定任期付職員給料表
改定率	△0.18%	△0.15%	△0.20%

②給与構造改革に伴う経過措置額の算定基礎となる額

給与構造改革に伴う経過措置額の算定基礎となる額について、1.39%を減じた額に引き下げる。

③住居手当 →H21年分は235万2,000円

自宅に係る住居手当(現行 3,000円)を廃止する。

なお、平成24年3月までの間、経過措置を講ずる。

④期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当の支給割合を次のとおりとする。

・再任用職員以外

区分		現行	改定(21年度)	改定(22年度以降)
6月期	期末手当	1.40	1.25	1.25
	勤勉手当	0.75	0.70	0.70
12月期	期末手当	1.60	1.50	1.50
	勤勉手当	0.75	0.70	0.70
合計		4.50	4.15	4.15

・再任用職員

区分		現行	改定(21年度)	改定(22年度以降)
6月期	期末手当	0.75	0.70	0.65
	勤勉手当	0.35	0.30	0.35
12月期	期末手当	0.85	0.80	0.85
	勤勉手当	0.40	0.40	0.35
合計		2.35	2.20	2.20

組合とは8回交渉

生活が厳しい」という声があったが最終的には

「官民格差解消のためには仕方がないのかな」というところに落ち着いた。

⑤特定任期付職員の期末手当について

期末手当の支給割合を次のとおりとする。

	現行	改定(21年度)	改定(22年度以降)
6月期	1.60	1.45	1.45
12月期	1.80	1.65	1.65
合計	3.40	3.10	3.10

⑥平成21年12月に支給する期末手当の特例について

地域における年間の公民較差分の解消のための特例として、平成21年12月の期末手当の額から、平成21年6月期に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額の1.39%に当たる額を減ずることとする。

(2) 常勤の特別職の職員の改定

期末手当の支給割合を次のとおりとする。

	現行	改定(21年度)	改定(22年度以降)
6月期	1.60	1.45	1.45
12月期	1.75	1.65	1.65
合計	3.35	3.10	3.10

(3) 市議会議員の改定

期末手当の支給割合を次のとおりとする。

	現行	改定(21年度)	改定(22年度以降)
6月期	1.60	1.45	1.45
12月期	1.75	1.65	1.65
合計	3.35	3.10	3.10

3 改正対象条例

- (1) 盛岡市職員給与支給条例(昭和24年条例第2号)
- (2) 盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例(昭和26年条例第2号)
- (3) 盛岡市水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和28年条例第51号)
- (4) 盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第22号)
- (5) 盛岡市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成19年条例第36号)
- (6) 盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年条例第63号)
- (7) 盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例(平成18年条例第21号)

4 施行期日

平成21年12月1日

ただし、期末手当・勤勉手当に係る平成22年度以降分の支給割合については、平成22年4月1日